

令和8年4月吉日

お客さま各位

さがみ信用金庫

「でんさいサービス」の取扱方法の変更および それに伴う「でんさいサービス利用規定」等の改定について

いつも、さがみ信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では「でんさいサービス」の取扱方法を下記のとおり変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

また、この変更に伴い「でんさいサービス利用規定」等を改定することといたしましたので、併せてご案内申し上げます。

記

1. 変更日

令和8年5月1日

2. 主な変更内容

利用資格	普通預金取引のみ でも「でんさいサービス」を債務者として利用する（電子債権を発生させる・でんさい支払）ことを可としました。 ※現状は、当座預金取引があるお客さまのみ可としております。
------	---

3. 本件に伴う利用規定の改定について

上記変更内容を、利用規定に反映させるものとなります。

<でんさいサービス利用規定>

変更後	変更前
第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。	第2条（利用資格） 利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件の他、当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経た上で、本サービスの利用契約ができるものとします。 なお、特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。

<p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p><削除></p> <p>二 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</p> <p>第15条（決済口座）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p> <p>（3. 以降省略）</p>	<p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>二 当金庫との当座勘定預金取引があること</p> <p>三 当金庫所定のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「端末」といいます）を利用できる環境があること</p> <p>第15条（決済口座）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</p> <p>（3. 以降省略）</p>
--	--

<でんさいライトサービス利用規定>

変更後	変更前
<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、<u>当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</u></p> <p>なお、<u>特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</u></p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p><削除></p>	<p>第2条（利用資格）</p> <p>利用申込者またはお客様は、業務規程等に定める利用契約の締結要件のほか、<u>当金庫が掲げる次の要件の全部を満たす者で、かつ当金庫の審査を経たうえで、本サービスの利用契約ができるものとします。</u></p> <p>なお、<u>特約の有無により必要な審査が異なるほか、審査の結果によっては、お申込みに応じられない場合があります。</u></p> <p>1. 債務者（債権者、電子記録保証人としても利用が可能）として利用される場合</p> <p>一 当金庫のでんさいサービスを利用していないこと</p> <p>二 当金庫の営業地域内に事業所または居所を有すること</p> <p>三 当金庫との当座勘定預金取引があること</p>

<p>第7条（決済口座）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は<u>普通預金口座または当座預金口座とします。</u></p> <p>（3. 以降省略）</p>	<p>第7条（決済口座）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は<u>普通預金口座または当座預金口座とし、債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定させていただきます。</u></p> <p>（3. 以降省略）</p>
--	---

4. その他

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。
改定後の規定は、[こちら](#)をご覧くださいませう、お願い申し上げます。

以 上